

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

ダンピング受注の防止や公共工事の品質の確保を図るための低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定方法等については、下記のとおりです。

1 対象とする工事

(1) 低入札価格調査制度

一般競争入札に付す建設工事

(2) 最低制限価格制度

低入札価格調査制度の対象となるものを除いた設計額 200 万円以上の工事

2 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式について

区分	算定式（算出率）
① 直接工事費	直接工事費×0.97
② 共通仮設費	共通仮設費×0.90
③ 現場管理費	現場管理費×0.90
④ 一般管理費等	一般管理費等×0.68
	低入札調査基準価格（最低制限価格）＝①＋②＋③＋④
設定範囲	上限値：予定価格×0.92 下限値：予定価格×0.75

※建築工事及び設備工事は、「直接工事費」とあるのを「直接工事費×0.9」と、「現場管理費」とあるのを「現場管理費+直接工事費×0.1」と読み替える。

※上記の算出方法に関わらず、予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で適宜の割合とする場合もあります。

3 低入札価格基本調査における失格基準について

低入札調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査制度実施要綱に基づき基本調査を実施します。基本調査においては、基準を満たしている場合は重点調査を実施し、基準を満たさない場合は失格となります。

(1) 費目別判断基準

直接工事費から一般管理費等までのそれぞれが、下記の算定率を乗じた額以上であること。満たさない場合は、失格となる。

区分	数値的判断基準（1 万円未満の端数を切捨て）
① 直接工事費	直接工事費×0.75
② 共通仮設費	共通仮設費×0.70
③ 現場管理費	現場管理費×0.70
④ 一般管理費等	一般管理費等×0.55

(2) 総額判断基準

(①～④の合計) - (工事価格×0.03) 以上の額 (1万円未満の端数を切捨て)

区分	数値的判断基準 (円未満の端数を切捨て)
① 直接工事費	直接工事費×0.97
② 共通仮設費	共通仮設費×0.90
③ 現場管理費	現場管理費×0.90
④ 一般管理費等	一般管理費等×0.68

※建築工事及び設備工事は、「直接工事費」とあるのを「直接工事費×0.9」と、「現場管理費」とあるのを「現場管理費+直接工事費×0.1」と読み替える。